

門真市立小学校放課後児童クラブエアコン清掃業務委託仕様書

この仕様書は、門真市内の放課後児童クラブにあるエアコンの清掃業務を委託するにつき、必要な事項を定める。

1. 業務内容

- ①清掃を開始する前に動作点検を行い、正常に作動するか確認すること。
- ②部屋が汚れないよう該当機器の周辺を養生し、常に整理整頓を行い危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- ③エアコンの室内機は、外装パネル、フィルター、吹込グリル、室内機ファン、ファンモーター、ドレンパン、ドレンアップポンプの各種装置を取り外し、熱交換機の液洗浄及び各部のグリスアップ等を実施する。洗浄液については各機種に合ったものを使用すること。
- ④取り外した外装パネル、吸気グリル、フィルター、ファン、ドレンパンについても清掃を行うこと。
- ⑤洗浄後水分を十分除去してから復旧させること。
- ⑥エアコンの室外機は熱交換器の液洗浄及び各部のグリスアップ等を実施する。洗浄液については各機種に合ったものを使用すること。
- ⑦復旧後は担当者と立ち合いのもとで稼働させ、動作確認を行い、故障その他不具合が生じている場合は速やかに復旧させること。復旧時には、絶縁抵抗及び吸込み及び吹き出し温度の測定を行い、計測値の一覧を提出すること。
- ⑧作業後は周辺の現状復帰を行うこと。
- ⑨清掃作業中の写真を撮り、作業終了後、完了報告書を紙ベース及びデータで提出し、機器に異常を認めた箇所があった場合は速やかに報告すること。なお、撮影する写真については室内機及び室外機のメーカー、型番、年式が鮮明に映るように撮影すること。

2. 業務履行場所・対象

門真市立小学校放課後児童クラブ（詳細は別紙のとおり）

3. 業務日時

門真市が指定する日時（原則として10月・11月の平日の午前中）

各校原則として、作業回数は1回とするが、空調機の台数等をふまえ、複数回にわたって作業が必要な場合は、市と協議により回数を決定するものとする。なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、期限までに完了

することができないことが明らかになったときは、発注者に対して期限の延長を求めることができる。延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

4. 支払条件

完了払

5. 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

6. 注意事項

- ・業務遂行に必要な用具及び洗浄液等は受託者の負担とする。
また、業務の実施においてエアコン及び熱交換器等の機器に損害を与えた場合は受託者の負担により修繕を行うものとする。
- ・業務遂行については門真市立小学校放課後児童クラブの運営に支障をきたさない範囲で行うものとし、その日程は市と十分協議すること。
- ・放課後児童クラブ関係者、学校関係者、業務従事者等の事故防止に努めるとともに、第三者及び学校施設に危害損傷を与えないよう十分注意すること。
- ・業務遂行については、2名以上で作業を行い、うち1名は電気工事士免許第一種又は第二種を有した者とする。